

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月20日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号								
大規模小売店舗の名称及び所在地		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>(仮称)ホームプラザナフコ西植田店</td><td>香川県高松市西植田町字北稗田1059番1外6筆</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	(仮称)ホームプラザナフコ西植田店	香川県高松市西植田町字北稗田1059番1外6筆				
名称	所在地									
(仮称)ホームプラザナフコ西植田店	香川県高松市西植田町字北稗田1059番1外6筆									
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">小売業者</th><th>住所</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社ナフコ</td><td>代表取締役 深町 勝義</td><td>北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号</td></tr></tbody></table>	小売業者		住所	株式会社ナフコ	代表取締役 深町 勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号		
小売業者		住所								
株式会社ナフコ	代表取締役 深町 勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号								
大規模小売店舗の新設をする日		平成28年12月1日								
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		2,709平方メートル								
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	<table border="1"><thead><tr><th>位置(別添配置図No.)</th><th>収容台数</th></tr></thead><tbody><tr><td>駐車場(図面3 建物配置図兼平面図)</td><td>60台</td></tr></tbody></table>	位置(別添配置図No.)	収容台数	駐車場(図面3 建物配置図兼平面図)	60台				
	位置(別添配置図No.)	収容台数								
	駐車場(図面3 建物配置図兼平面図)	60台								
駐輪場の位置及び収容台数	<table border="1"><thead><tr><th>位置(別添配置図No.)</th><th>収容台数</th></tr></thead><tbody><tr><td>駐輪場①(図面3 建物配置図兼平面図)</td><td>10台</td></tr></tbody></table>	位置(別添配置図No.)	収容台数	駐輪場①(図面3 建物配置図兼平面図)	10台					
位置(別添配置図No.)	収容台数									
駐輪場①(図面3 建物配置図兼平面図)	10台									
荷さばき施設の位置及び面積	<table border="1"><thead><tr><th>位置(別添配置図No.)</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>荷さばき施設①(図面3 建物配置図兼平面図)</td><td>60.0平方メートル</td></tr><tr><td>荷さばき施設②(図面3 建物配置図兼平面図)</td><td>60.0平方メートル</td></tr><tr><td>合計</td><td>120.0平方メートル</td></tr></tbody></table>	位置(別添配置図No.)	面積	荷さばき施設①(図面3 建物配置図兼平面図)	60.0平方メートル	荷さばき施設②(図面3 建物配置図兼平面図)	60.0平方メートル	合計	120.0平方メートル	
位置(別添配置図No.)	面積									
荷さばき施設①(図面3 建物配置図兼平面図)	60.0平方メートル									
荷さばき施設②(図面3 建物配置図兼平面図)	60.0平方メートル									
合計	120.0平方メートル									

		位置(別添配置図No.)	容量		
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	廃棄物等保管施設(図面3 建物配置図兼平面図)	27.0立方メートル		
		合計	27.0立方メートル		
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
		株式会社ナフコ	午前7時00分	午後9時00分	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場No.(別添配置図No.)	駐車場利用可能時間帯		
		駐車場(図面3 建物配置図兼平面図)	午前6時30分～午後9時30分		
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	駐車場No.(別添配置図No.)	出入口の数	位置(別添配置図No.)	
		駐車場(図面3 建物配置図兼平面図)	2箇所	出入口①、出入口②(図面3 建物配置図兼平面図)	
		合計	2箇所		
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設No.(別添配置図No.)	荷さばき可能時間帯		
		荷さばき施設①(図面3 建物配置図兼平面図)	午前6時00分～午後10時00分		
		荷さばき施設②(図面3 建物配置図兼平面図)	午前6時00分～午後10時00分		

2. 届出年月日

平成28年3月31日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成28年4月20日から平成28年8月20日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年8月20日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ